

車やバイクの購入を
ご検討中のあなた!

環境に優しい車やバイクを
購入するなら

今がお得です!

東京都 ZEV補助金ガイド

ZEV (Zero Emission Vehicle) とは、
EV・PHV・FCV等の走行時に二酸化炭素を排出しない車の総称です。

EV



対象車両の購入で **最大45万円**
再エネ100%電力メニュー
の契約で **最大60万円**
太陽光発電システム
の設置で **最大75万円**

FCV



対象車両の購入で **最大110万円**
再エネ100%電力
メニューの契約で **最大135万円**

PHV



対象車両の購入で **最大45万円**
再エネ100%電力メニューの
契約・太陽光発電システムの **最大60万円**
設置で

EVバイク



対象原付一種・側車付二輪・
ミニカーの購入で **最大18万円**
対象原付二種・一種三輪
の購入で **最大48万円**

EV・PHV・FCV 外部給電器



対象機器の購入で **最大40万円**

V2H・太陽光発電システム



対象機器の購入・工事で **最大50万円**
太陽光発電システム・EV
またはPHVが揃う場合 **最大100万円**
V2Hに加え太陽光発電
システムを設置する場合 **太陽光発電システム
にも補助**

詳細は次のページからご確認ください

公益財団法人 **東京都環境公社**
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

本事業は東京都産業労働局及び東京都環境局の委託事業です。



公式Twitterアカウント
「ぼうしちゃんのつぶやき」開設!
ZEV補助事業の最新情報をお届け
@coolnet_tokyo2



EV・PHV

EV(電気自動車)は、車載バッテリーに充電を行いモーターで駆動するため、走行中に二酸化炭素を排出しません。**PHV(プラグインハイブリッド自動車)**は、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しません。EV・PHVは、**外部給電器**や**V2H**を用いることで外部や住宅への給電も可能となるため、非常時に電源としての活用も期待されています。



助成対象者	①東京都内の個人または事業者(個人事業主を含む) ②リース事業者(①と契約していること)						
助成対象車両	電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車						
助成要件	①新車の購入またはリースであること ②初度登録された日において、CEV補助 ^{※1} の対象になっていること ※1 経済産業省の「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」 ③使用の本拠の位置が東京都内にあること ④初度登録が令和5年2月24日(金)以前であること 等						
助成額			令和3年度初度登録の車両		令和4年度初度登録の車両		
			通常	環境省補助併用 ^{※2}	通常	再エネ電力メニュー ^{※3}	太陽光発電 ^{※4}
	EV	個人	45万円	60万円	45万円	60万円	75万円
		事業者	37.5万円	50万円	37.5万円	50万円	62.5万円
	PHV	個人	45万円	60万円	45万円	60万円	60万円
事業者		30万円	40万円	30万円	40万円	40万円	
※2 環境省の令和2年度補正「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」併用の場合 ・環境省補助の交付決定通知書を申請書類に併せて提出 ※3 再エネ100%電力メニュー契約の場合 ・指定の電力メニューを契約していることが確認できる書類を申請書類に併せて提出 ※4 太陽光発電システム設置の場合 ・発電出力3kW以上の太陽光発電システムを設置していることを確認できる書類を申請書類に併せて提出 ・既存の太陽光発電システムが設置されている場合も対象							
申請期限	初度登録から1年以内						
令和4年度受付締切	令和5年2月28日(火) 必着						
担当窓口	都市エネ促進チーム ☎ 03-5990-5068 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev						



EV・PHV・FCV外部給電器



助成対象者	①東京都内の個人または事業者(個人事業主を含む) ②リース事業者(①と契約していること)					
助成対象機器	外部給電器					
助成要件	①新品の購入またはリースであること ②購入された日において、CEV補助 ^{※1} の対象機器になっていること ※1 経済産業省の「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」 ③主として東京都内で使用されること ④使用の本拠の位置が東京都内にあるEV・PHV・FCVを所有または使用していること 等					
助成額	外部給電器本体の購入費の1/2 ^{※2} (上限40万円) ※2 国・区市町村等補助併給時には、当該補助額を控除					
申請期限	購入日から1年以内					
令和4年度受付締切	令和5年2月28日(火) 必着					
担当窓口	都市エネ促進チーム ☎ 03-5990-5068 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed					



FCV

FCV(燃料電池自動車)は、水素と酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、モーターで駆動するため、走行中に二酸化炭素を排出しません。FCVは、**外部給電器**を用いることで外部への給電も可能となるため、非常時に電源としての活用も期待されています。

助成対象者	①東京都内の個人、事業者(個人事業主を含む)または区市町村 ②リース事業者(①と契約していること)			
助成対象車両	燃料電池自動車			
助成要件	①新車の購入またはリースであること ②初度登録された日において、CEV補助*1の対象になっていること ※1 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」 ③使用の本拠の位置が東京都内にあること ④初度登録が令和5年2月24日(金)以前であること 等			
助成額	令和3年度初度登録の車両		令和4年度初度登録の車両	
	通常	環境省補助併用*2	通常	再エネ電力メニュー*3
	110万円	135万円	110万円	135万円
	※2 環境省の令和2年度補正「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」併用の場合 ・環境省補助の交付決定通知書を申請書類に併せて提出 ※3 再エネ100%電力メニュー契約の場合 ・指定の電力メニューを契約していることが確認できる書類を申請書類に併せて提出			
申請期限	初度登録から1年以内			
令和4年度受付締切	令和5年2月28日(火) 必着			
担当窓口	都市エネ促進チーム ☎ 03-5990-5068 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev			

EVバイク

EVバイク(電動バイク)は、車載バッテリーに充電を行いモーターで駆動するため、走行中に二酸化炭素を排出しません。充電は、家庭用電源で簡単に行うことができます。

助成対象者	①東京都内の個人、事業者(個人事業主を含む) ②リース事業者(①と契約していること)			
助成対象車両	電動バイク(原動機付自転車(ミニカー含む)、側車付二輪自動車)			
助成要件	①新車の購入またはリースであること ②初度登録された日において、CEV補助*の対象車種になっていること ※ 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」 ③使用の本拠の位置が東京都内にあること 等			
助成額	同種同格のガソリン車両との価格差からCEV補助の金額を除いた額 (車種により上限18万円又は48万円) ※ 詳しくはホームページでご確認ください。			
申請期限	初度登録から1年以内			
令和4年度受付締切	令和5年2月28日(火) 必着			
担当窓口	都市エネ促進チーム ☎ 03-5990-5068 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike			

V2H・太陽光発電システム

V2H(ビークル・トゥ・ホーム)は、EV・PHVに搭載された電池に充電された電気を、住まいと双方向でやりとりするためのシステムです。V2Hを設置することで、太陽光発電で日中に発電した電気をEVやPHVのため、夜間に使うことや、非常時の電力を賄うことができます。

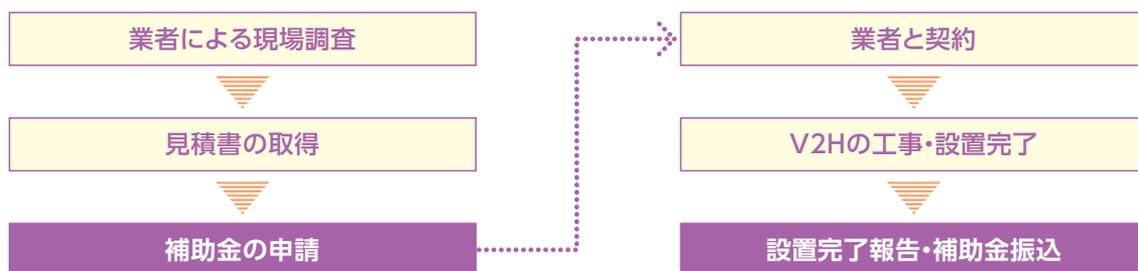


助成対象者	①個人 ②法人・個人事業主 ③リース事業者（①or②と共同で申請する場合に限る）	
助成対象機器	V2H	太陽光発電システム
助成要件	①令和4年度以降に設置する未使用品であること ②CEV補助 ^{※1} の対象機器になっていること ※1 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」 ③東京都内の戸建住宅に設置すること 等	①令和4年度以降に設置する未使用品であること ②発電出力が3kW以上50kW未満であること ③東京都内の戸建住宅に設置すること ④V2Hとあわせて導入すること 等
助成額	●通常 機器費及び工事費の1/2 ^{※2} (上限50万円) ●太陽光発電システム・EV又はPHVが揃う場合 機器費及び工事費 ^{※2} (上限100万円) ※2 国・区市町村等補助併給時には、当該補助額を控除	●新築戸建住宅 3～3.6kWの場合：36万円 3.6kW超の場合：10万円/kW ●既存戸建住宅 3～3.75kWの場合：45万円 3.75kW超の場合：12万円/kW
令和4年度受付締切	令和5年3月31日(金) 必着 助成金の交付決定前に契約しているものは助成の対象外となります。ただし、令和4年4月1日から8月31日までに工事完了又は契約締結し、令和4年9月30日までに申請いただいたものは、助成対象となります。	
担当窓口	都市エネ促進チーム ☎ 03-5990-5068 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h	



V2H申請の流れ

V2Hの補助金は事前に申請が必要となります。



詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の「手続きの手引き」をご覧ください。

お問合せ先 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

クール・ネット東京 ホームページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/>

Eメール:cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

TEL: 03-5990-5068

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。)
9:00～17:00(12:00～13:00を除く。)

